

令和5年5月8日

共済制度加入事業所 各位

柏商工会議所  
(公印省略)

生命共済制度の新型コロナウイルス感染症の宿泊療養・自宅療養による  
病気入院見舞金（当所独自の給付制度）支払対象に関する変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当所の運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当所では令和4年9月25日までは新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊療養または医師等の管理下で自宅療養をされた場合は、「入院」として取り扱い、病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払対象とする特別取扱い（以下「みなし入院」）を実施しており、令和4年9月26日から「みなし入院」による病気入院見舞金（当所独自の給付制度）は、重症化リスクの高い方を支払対象にしておりました。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「五類感染症」に位置づける旨が公表されました。

つきましては、令和5年5月8日以降の「みなし入院」による病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払対象について下記の通り変更になります。変更内容についてご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

尚、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方への病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払いは、これまで通りの対応を継続いたします。

記

<参考>

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払範囲

事由	令和4年 9月25日以前	令和4年9月26日から 令和5年5月7日	令和5年 5月8日以降
5日以上入院された場合	○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象

5日以上宿泊療養・自宅療養 された場合（特別取扱い）	令和4年 9月25日以前	令和4年9月26日から 令和5年5月7日	令和5年 5月8日以降
重症化リスクの高い方※	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

※重症化リスクの高い方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

【お問合せ】 〒277-0011 柏市東上町7-18 柏商工会議所 業務課  
電話 04-7162-3315 FAX04-7162-3323